

教職課程自己点検報告書

(令和7年4月から令和8年3月)

令和8年5月

山陽小野田市立山口東京理科大学
教職課程センター

目 次

1. 教員養成の目標及び計画	1
2. 本学で取得できる免許状の種類と教科	2
3. 教員免許状取得者数及び教員採用者数	2
4. 教員免許状取得の基礎資格及び最低修得単位数	3
4-1. 工学部	3
4-2. 工学研究科	4
5. 教員養成に係わる専任教員数	4
6. 教員養成に係る組織	5
7. 教員養成に係る授業科目等	9
8. 教職課程の履修登録	11
9. 教育実習	12
9-1. 到達目標及び目標到達の確認指標	13
9-2. 各段階における到達目標	14
9-3. 教育実習の指導	21
10. 介護等体験	23
11. 教職履修カルテ	25
12. 教員免許状取得・教職希望者支援	26
13. 教員採用試験大学推薦	27
14. スクールボランティア	27
15. 教員養成に係る教育の質の向上に係る取組	28
○ 山陽小野田市立山口東京理科大学教職課程センター規程	29
○ 教職課程センター運営会議構成員	31

1. 教員養成の目標及び計画

山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「本学」という。）では、「世界的視野で物事を思考できる人間性豊かな人材の育成」、「波及効果の期待できる独創的・先進的研究の推進」、「教育・研究と地域貢献が一体化した生涯教育の充実」を大学の基本理念としており、工学部の機械工学科・電気工学科・応用化学科・数理情報科学科・医薬工学科、並びに工学研究科数理情報科学専攻で教職課程の認定を受け、大学全体で教員養成を行う体制を構築している。変化の激しい社会の中で、未来を切り開く人間性豊かな生徒を育成するために必要となる理論と実践力を身に付けることを教員養成の目標としている。この目標を達成するために、次に示す6つ項目に重点を置き、教員養成に取り組んでいる。

(1) 教員としての使命感と倫理観の重要性

教員には高い公益性が求められており、生徒の人格の形成のために教育に対する熱い思いとともに使命感と倫理観を持って職務に専念することの大切さを修得する。

(2) 教科の本質を理解するための専門知識

教科指導は学校教育の中心となるものである。教科の本質に迫り理解するために高度な専門知識や応用技術を学ぶとともに教科指導に係わる専門的な知識を修得する。

(3) 豊かな心情を育む生徒理解、生徒指導

様々な環境の中で学び成長していく生徒の心情や行動の変化を的確に把握、理解し、生徒が自己肯定感を高め、自己実現できるように支援、指導できる方法を修得する。

(4) 課題を解決するための実践的な能力を育む指導方法

問題解決に向けた探究的な学習過程における生徒の主体的・対話的で深い学びの重要性や指導方法について修得する。

(5) 地域とともにある学校づくり

複雑化、多様化する社会の中で、地域と連携を図りながら学校教育を進めていくことの重要性や具体的な実践方法について修得する。

(6) 社会の変化に対応できる学校の在り方

変化の激しい社会の中で ICT、ネットワークの活用など生徒の学習環境も急速に変化している。社会の変化に迅速、的確に対応できる学校の在り方について修得する。

2. 本学で取得できる免許状の種類と教科

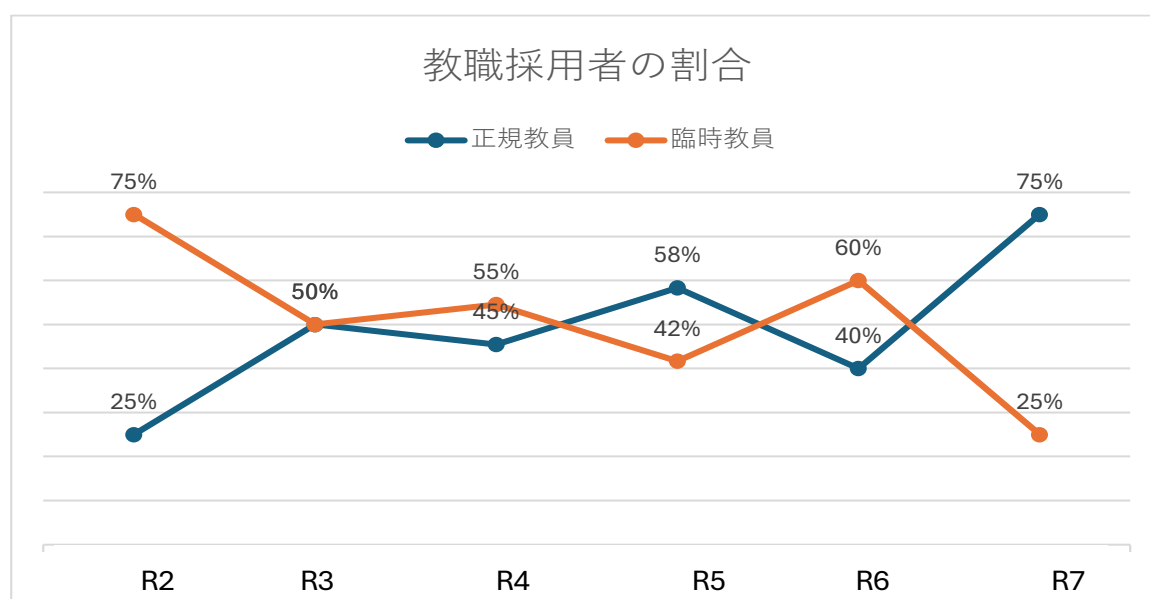
学部	学科	取得できる免許状の種類と教科	
		中学校一種	高等学校一種
工学部	機械工学科	－	工業
	電気工学科	－	工業
	応用化学科	理科	理科
	数理情報科学科	数学	数学
		－	情報
	医薬工学科	理科	理科

研究科	専攻	取得できる免許状の種類と教科	
		中学校専修	高等学校専修
工学研究科	数理情報科学専攻	数学	数学

3. 教員免許状取得者数及び教員採用者数

(1) 教員採用率

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
希望者数	8	8	11	12	12	9
正規教員	2	4	5	7	4	6
臨時任用	6	4	6	5	6	2
採用者数	8	8	11	12	10	8
採用率	100%	100%	100%	100%	83%	88%
進学者数 (教職大学院)	0	0	0	0	2	1



(2) 卒業者の教員免許状取得者数

(単位：人)

学科	免許状	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
機械工学科	高等学校教諭一種免許状(工業)	3	1	4	3	2	2
電気工学科	高等学校教諭一種免許状(工業)	2	5	3	1	3	4
応用化学科	高等学校教諭一種免許状(理科)	15	18	20	17	19	22
	中学校教諭一種免許状(理科)	13	13	14	15	16	20
合計(延べ人数)		33	37	41	36	40	48
合計(実数)		20	24	27	21	24	28

(3) 免許状別の教員就職状況

(単位：人)

免許状の種類		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
高等学校教諭一種免許状(工業)	免許取得者	5	6	7	4	5	6
	教員就職者	0	2	2	2	1	1
高等学校教諭一種免許状(理科)	免許取得者	15	18	20	17	19	22
	教員就職者	0	1	3	2	1	0
中学校教諭一種免許状(理科)	免許取得者	13	13	14	15	16	20
	教員就職者	8	5	6	8	8	7
合計(実数)	免許取得者	20	24	27	21	24	28
	教員就職者	18	8	11	12	10	8

4. 教員免許状取得の基礎資格及び最低修得単位数

4-1. 工学部

教育職員免許法第5条、同法施行規則第1条、第4条、第5条及び第66条の6に規定されている教育職員免許状取得の基礎資格及び大学における最低修得単位数等は、次表に示すとおりである。(本学における教職課程の必要修得単位数は学科により異なる。)

また、中学校教諭一種免許状の取得には、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律により「介護等の体験」が必要である。

○ 教員免許状取得の基礎資格及び最低修得単位数

所要資格 免許状の種類	基礎資格	大学における最低修得単位数等				
		文部科学省令で定める科目	教職に関する科目 ※	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	介護等の体験
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	8単位	27単位	28単位	4単位	7日間の体験
高等学校教諭一種免許状			23単位	24単位	12単位	不要

※「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」を含む。

4-2. 工学研究科

専修免許状を取得するためには、取得を希望する専修免許状と同一の教科および同一の学校種別に係る一種免許状を取得していること、並びに本学大学院を修了していることが必要であり、併せて「教科及び教科の指導法に関する科目」について24単位を修得しなければならない。

5. 教員養成に係わる専任教員数

(1) 教育の基礎的理解に関する科目等

免許状の種類		教職専任教員数
高等学校教諭一種免許状	工業	3
	理科	
	数学	
	情報	
中学校教諭一種免許状	理科	
	数学	

(2) 教科に関する専門的事項

学部	学科	免許状の種類	教職専任教員数
工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状（工業）	12
	電気工学科	高等学校教諭一種免許状（工業）	9
	応用化学科	高等学校教諭一種免許状（理科）	15
		中学校教諭一種免許状（理科）	15
	数理情報科学科	高等学校教諭一種免許状（情報）	7
		高等学校教諭一種免許状（数学）	4
		中学校教諭一種免許状（数学）	4
	医薬工学科	高等学校教諭一種免許状（理科）	6
		中学校教諭一種免許状（理科）	6

研究科	専攻	免許状の種類	教職専任教員数
工学研究科	数理情報科学専攻	高等学校教諭専修免許状（数学）	5
		中学校教諭専修免許状（数学）	5

6. 教員養成に係る組織

本学では、教職課程の運営及び、教職課程における教育水準の一層の向上、教職教育に係る教育・研究、自己点検・評価、新しいカリキュラムの策定など必要な改善等を促す組織として「教職課程センター」を設置し、全学横断的なカリキュラムを編成する体制を整備している。教職課程センター運営会議では、教職課程の制度、企画及び運営に関すること、教育実習の企画及び運営に関すること、教育実習の指導計画及び単位認定方法に関すること等を審議している。

(1) 教職課程センター運営会議の開催日程・議題

令和7年度の教職課程センター運営会議の開催日程及び議題は次のとおりである。

○第1回教職課程センター運営会議

日 時：令和7年6月26日（木）11時00分～11時40分

場 所：1号館2階 第1小会議室

審議事項 1. 教員採用選考試験対策講座について

報告事項 1. 令和7年度 教職課程センター運営会議の委員について

2. 令和7年度 教職課程履修状況について

3. 令和7年度 教職概論履修者について
4. 令和7年度 介護等体験希望について
5. 令和7年度 教育実習内諾希望について
6. 令和7年度 教育実習について
7. 教員採用候補者選考試験における
大学等推薦の本学での流れについて
8. 令和6年度 教職課程卒業生の進路状況について
9. 令和6年度 教職課程自己点検報告書について

○第2回教職課程センター運営会議

日 時 : 令和8年1月7日(水) 13時55分～14時50分

場 所 : 1号館2階 第1小会議室

- 審議事項
1. 教職課程の変更について
 2. 教職実習巡回について
 3. 教育実習成績評価表の見直しについて
 4. こども性暴力防止法の施行を見据えた
令和8年度以降に入学する学生への対応等について

- 報告事項
1. 令和7年度 介護等体験実施状況について
 2. 令和7年度 教育実習実施状況について
 3. 令和8年度 教育実習内諾希望状況について
 4. 令和7年度 教員免許状取得予定者数及び
教員採用試験結果について

(2) 教職指導に関する活動

本学の教職指導に関する活動は次のとおりである。

○ 教職指導に関する活動一覧

項目	活動内容
教育実習関係	① 学生指導 3年生を対象に、教育実習の内諾依頼にあたり必要な書類や訪問時のマナー等の指導を目的とした「教育実習内諾ガイダンス」を実施、4年生を対象に、教育実習において必要な心構えや日誌の作成方法等の指導を目的とした「教育実習直前ガイダンス」を実施した。 また、教育実習の事前指導においては、山口県教育委員会及び山陽小野田市教育委員会に所属する職員、本学を卒業した現職教員の方々といった外部講師による授業を行い、学校現場の現状について学生の理解を図った。 教育実習の事後においては学生の省察を促すと同時に、それを後輩たちにプレゼンテーションさせることで、実習を経験した者、これから実習に向かう者間の双方向の学びを深めた。 ② 教育実習指導（事前）及び教育実習の成績評価

	教育実習前年度に教育実習指導（事前）の成績評価を行い、教育実習当該年度に教育実習の評価及び2年間通しての総合評価を行った。 ③ 実習校訪問 本学教員が実習校訪問を行い、教育実習を実施している学生に指導を行った。学生の授業を直接参観することにより、教育実習前後の指導・支援に役立てた。 ④ 学生相談対応 学生からの相談・面接及びトラブル対応、辞退希望者への対応を行った。 ⑤ 教育実習日誌、教育実習要説等の作成 教育実習において使用する教育実習日誌及び教育実習指導（事前）時に使用する教育実習要説等の作成を行った。
介護等体験関係	① 介護等体験ガイダンスの実施 介護等体験を希望する学生に対して申請方法等を目的とした介護等体験ガイダンスを実施した。 ② 学生指導 特別支援学校及び社会福祉施設の介護等体験前に、施設の特色、実習中の留意点や心構え等の指導を目的とした「介護等体験直前ガイダンス」を実施した。 ③ 学生対応 学生からの相談・面接及びトラブル対応、辞退希望者への対応を行った。
教員就職支援	① 教員採用試験対策講座の実施 採用試験に関する学習会を組織し、事前提出書類の作成、筆記試験、小論文試験、模擬授業、集団討論、各種面接などの持つ意味について理解させ、それらに向けた対策を講じた。 また、学内において全国模擬試験及び自治体模擬試験を複数回実施した。 ② 個別指導 教員を目指す学生に対して、採用試験に向けた個別指導を行った。
教職課程履修登録ガイダンス	教員への進路を希望する学生を対象に教職課程履修登録ガイダンスを実施した。
学生相談・面談	教職課程に係る履修についての相談・面談や指導を行った。履歴については「履修カルテ」を活用し記録した。

(3) 教職課程の学年別年間スケジュール（概略）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
共通		前期履修申告期間				成績発表	後期履修申告期間					成績発表	
1年	教職課程	教職課程ガイダンス 教職課程登録											
	学校体験活動			ガイダンス	事前指導	5日参観実習	事後指導						
	履修カルテ			教職基本情報入力		教職履修状況入力	教職基本情報入力					教職履修状況入力	自己評価入力 振り返り入力
2年	介護等体験	申込(体験費納入)	事前学習／直前学習／事後学習 ※実施日は個人によって異なる										
	学校体験活動			ガイダンス	事前指導	5日間参観	事後指導						
	履修カルテ	教職基本情報入力		教職基本情報入力 (介護等体験)	教職履修状況入力	教職基本情報入力						教職履修状況入力	自己評価入力 振り返り入力
3年	教育実習	教育実習指導（事前）											
			教育実習：依頼申請 → 受入内証										
	履修カルテ				教育実習校登録							教職履修状況入力	自己評価入力 振り返り入力
4年	教育実習	教育実習指導(事前) 教育実習費納入								教育実習指導(事後)			
			教育実習（3週間） ※実施日は個人によって異なる										
				教育実習ノート提出									
							教職実践演習						
	履修カルテ	教職基本情報入力		振り返り作成		教職履修状況入力 自己評価入力	教職基本情報入力					教職カルテ完成	
	教員免許一括申請							ガイダンス		申込 申請費納入 書類提出			教員免許状授与
教員採用試験			教員採用試験										

7. 教員養成に係る授業科目等

各科目に含める必要事項	授業科目	所属	職名	担当教員
教育の基礎的理解に関する科目				
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	共通教育センター	非常勤講師	田中 智輝
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	共通教育センター	教授	田中 俊光
		共通教育センター	講師	殷 爽
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育の制度と経営	共通教育センター	講師	殷 爽
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学習・発達論	共通教育センター	准教授	福田 みのり
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	共通教育センター	非常勤講師	宮木 秀雄
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	共通教育センター	講師	殷 爽
			非常勤講師	小杉 進二
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
道徳の理論及び指導法	道徳教育	共通教育センター	非常勤講師	大川 洋
総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	共通教育センター	非常勤講師	内田 陽三
特別活動の指導法	特別活動	共通教育センター	非常勤講師	遠藤 野ゆり
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法・技術	共通教育センター	非常勤講師	原田 拓馬
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	情報通信技術の活用	共通教育センター	非常勤講師	内田 陽三
生徒指導の理論及び方法進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論	共通教育センター	講師	殷 爽
			非常勤講師	小杉 進二
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談の基礎と方法	共通教育センター	准教授	福田 みのり
教育実践に関する科目				
教育実習	教育実習指導(事前・事後)	共通教育センター	教授	田中 俊光
		共通教育センター	准教授	福田 みのり
		共通教育センター	講師	殷 爽
	教育実習1	共通教育センター	教授	田中 俊光
		共通教育センター	准教授	福田 みのり
		共通教育センター	講師	殷 爽
	教育実習2	共通教育センター	教授	田中 俊光
		共通教育センター	准教授	福田 みのり
		共通教育センター	講師	殷 爽
教職実践演習	教職実践演習 (中・高)	共通教育センター	教授	田中 俊光
		共通教育センター	准教授	福田 みのり
		共通教育センター	講師	殷 爽

教科及び教科の指導法に関する科目				
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	工業科指導法1	共通教育センター	非常勤講師	大上 文典
	工業科指導法2	共通教育センター	非常勤講師	大上 文典
	理科指導法1	共通教育センター	非常勤講師	内田 陽三
	理科指導法2	共通教育センター	非常勤講師	内田 陽三
	理科指導法3	共通教育センター	非常勤講師	内田 陽三
	理科指導法4	共通教育センター	非常勤講師	内田 陽三
	数学指導法 1	共通教育センター	教授	田中 俊光
	数学指導法 2	共通教育センター	教授	田中 俊光
	数学指導法 3	共通教育センター	教授	田中 俊光
	数学指導法 4	共通教育センター	教授	田中 俊光
	情報指導法 1	共通教育センター	非常勤講師	阿濱 茂樹
	情報指導法 2	共通教育センター	非常勤講師	阿濱 茂樹

8. 教職課程の履修登録

本学で教職課程の履修を希望する場合、1年次に「教職課程登録ガイダンス」を受け教職課程登録を行う。なお、1年次に登録を行わず、途中から進路を変更して、教職課程の履修を希望する学生は、このガイダンスを受けて登録を行うことにより、その年度から教職課程科目の履修が認められる。

(1) 教職課程登録ガイダンス

令和7年度は、令和7年度教職課程希望学生を対象に4月7日(月)に対面にてガイダンスを実施した。また、教職課程履修登録については、5月30日(金)に所定の手続きを完了した者を令和7年度教職課程登録者とした。

内容：

- ・教員免許状の種類と教科について
- ・本学の教職課程について
- ・履修科目について
- ・教職課程スケジュール
- ・教職課程で必要な費用について
- ・教員免許状取得者状況について
- ・教職履修登録について

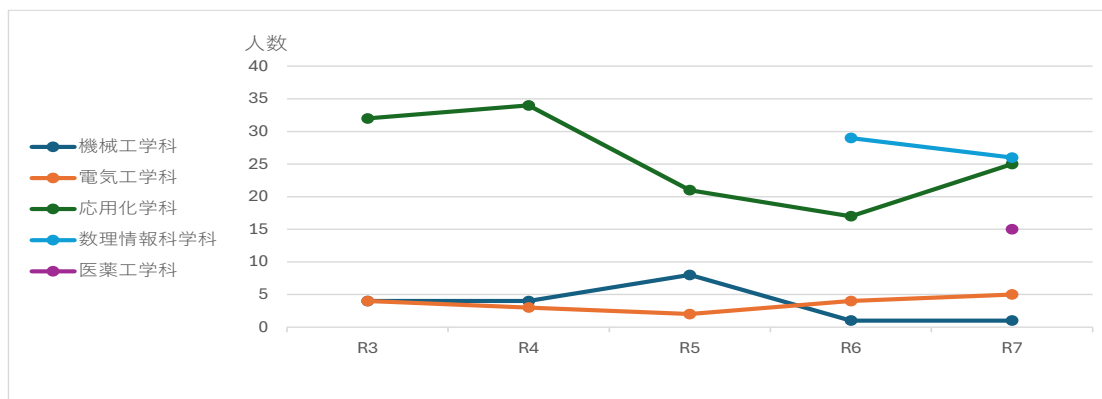
実施日：

(ア) 新入生対象 …… 令和7年4月7日(月)

(イ) 学部2年生以上、編入生対象 …… 令和7年4月7日(月)

(2) 入学年度別教職課程登録者数(人)

学部	学科	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
工学部	機械工学科	4	4	8	1	1
	電気工学科	4	3	2	4	5
	応用化学科	32	34	21	17	25
	数理情報科学科				29	26
	医薬工学科					15
	計	40	41	31	51	72



9. 教育実習

本学の教育実践に関する科目は、「教育実習指導」「教育実習1」「教育実習2」「教職実践演習（中・高）」の4科目より構成される。大学で行う「教育実習指導」は、『実習校における実習』に係わる事前指導と直前指導及び事後指導の3つを内容とする。「教育実習1」「教育実習2」は中学校・高等学校で行う『実習校における実習』を内容とし、原則として中学校で3週間（120時間）、高等学校で2週間（80時間）の実習を行う。令和7年度の状況を以下に示す。

○ 教育実習実施状況

区分		実施状況
実施者数		29 人
実習校数		25 校
実習教科	工業	6 人
	理科	23 人

○ 学校種別教育実習学生数

学校種	学校数(校)	学生数(人)
中学校	18	18
中高一貫校	0	0
中等教育学校	0	0
高等学校	7	11
計	25	29

○ 都道府県別教育実習学生数

都道府県	学校数(校)	学生数(人)
山口県	5	9
福岡県	7	7
島根県	1	1
長崎県	3	3
大分県	1	1
鹿児島県	1	1
宮崎県	1	1
岡山県	2	2
広島県	1	1
静岡県	1	1
高知県	1	1
大阪府	1	1
計	25	29

- (1) 3年次に「教育実習指導（事前）」を履修かつ合格したうえで、4年次（次年度）は、教育実習指導（直前）、教育実習2（中学校、高等学校共通）、教育実習1（中学校のみ）、教育実習指導（事後）を内容とする「教育実習指導（直前・事後）」「教育実習1」「教育実習2」の3種類を履修する。
- (2) 「教育実習1」「教育実習2」の履修には次の①～⑥の条件を満たさなければならない。
- ① 履修の前年度に「教育実習指導（事前）」を履修し、合格していること。
 - ② 履修の前年度（3年次）に教育実習校登録を行っていること。
 - ③ 原則として、「教職概論」「学習・発達論」「教育原理」の計6単位を修得していること。
 - ④ 原則として、教育実習を行う教科が理科の場合は、「理科指導法1」「理科指導法2」の計4単位を、工業の場合は「工業科指導法1」「工業科指導法2」の計4単位、数学の場合は「数学科指導法1」「数学科指導法2」の計4単位、情報の場合は「情報科指導法1」「情報科指導法2」の計4単位を修得済みであること。
 - ⑤ 卒業見込みがあり、教育職員免許状取得に必要な単位を履修中又は修得済みあること。
 - ⑥ 履修の前年度までに「介護等の体験」を完了していること（中学校教諭一種免許状を取得する場合）。

9-1. 到達目標及び目標到達の確認指標

(1) 教員としての使命感と倫理観の重要性

教員には高い公益性が求められており、生徒の人格の形成のため教育に対する熱い思いとともに使命感と倫理観を持って職務に専念することの大切さを修得することができる。

(2) 教科の本質を理解するための専門知識

教科指導は学校教育の中心となるものである。教科の本質に迫り理解するために高度な専門知識や応用技術を学ぶとともに教科指導に係わる専門的な知識を修得することができる。

(3) 豊かな心情を育む生徒理解、生徒指導

様々な環境の中で学び成長していく生徒の心情や行動の変化を的確に把握、理解し、生徒が自己肯定感を高め、自己実現できるように支援、指導できる方法を修得することができる。

(4) 課題を解決するための実践的な能力を育む指導方法

問題解決に向けた探究的な学習過程における生徒の主体的・対話的で深い学びの重要性や指導方法について修得することができる。

(5) 地域とともにある学校づくり

複雑化、多様化する社会の中で、地域と連携を図りながら学校教育を進めていくことの重要性や具体的な実践方法について修得することができる。

(6) 社会の変化に対応できる学校の在り方

変化の激しい社会の中で ICT、ネットワークの活用など生徒の学習環境も急速に変化している。社会の変化に迅速、的確に対応できる学校の在り方について修得することができる。

これらの資質・能力が身についているかを最終的に確認する科目が、4年次後期に履修する「教職実践演習」である。そこに至るまでの各段階における到達目標は、次のとおりである。

9-2. 各段階における到達目標

【1年次】

「教職概論」

- (1) 教職の意義、教員の役割について説明できる。
- (2) 教員の任用や服務について説明できる。
- (3) 教師の資質向上や「チーム学校」で求められる教員の在り方を説明できる。
- (4) 多様な教育関係情報の収集ができる。
- (5) 専門職としての教職へのプロセスを説明できる。

「教育原理」

- (1) 「子ども」や「教育」の概念が成立していくプロセスを理解できる。
- (2) 「教える」という営みがシステム化、制度化し、それが変容していくプロセスを理解できる。
- (3) 日本や世界における代表的な教育哲学・教育思想の展開について、基礎的な知識を獲得できる。
- (4) 現代社会における教育上の諸課題を歴史的視座、あるいは教育哲学的視座から捉え、その解決に向けた議論に主体的に参加できる。

【2年次】

「学習・発達論」

各発達段階における認知能力、社会的能力等及び学習に関する心理学的知識を身につけ、その知識を現場でどのように応用できるかについて考えることができるようになることをめざす。

- (1) 発達の原則と発達に関する主な理論、及び発達過程について概説できる。
- (2) 乳幼児期から青年期の各時期における認知発達、社会性の発達及び課題について具体的に述べることができる。
- (3) 学習のメカニズム、動機づけ、記憶の仕組み、集団と個の関係等に関する心理学的知識を教育評価や教育現場における指導にどのように応用できるかについて考えることができる。

- (4) 教育・学校現場における現状を把握し、その課題にどのように対応できるか自分なりに考えることができる。

「教育の制度と経営」

- (1) 社会の状況を理解し、その変化が学校教育にもたらす影響とそこから生じる課題課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。
- (2) 現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。
- (3) 学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。
- (4) 学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、事例を踏まえて理解する。
- (5) 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

「特別支援教育」

- (1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解している。
- (2) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解している。
- (3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解している。
- (4) 必要な情報を整理し、支援方法を立案することができる。

「教育課程論」

- (1) 学校教育において教育課程が有する役割・機能・意義を理解する。
- (2) 教育課程編成の基本原則及び学校の教育実践に即した教育課程編成の方法を理解できる。
- (3) 教科・領域・学年をまたいでカリキュラムを把握し、学校教育課程全体をマネジメントすることの意義を理解する。

「教育方法・技術」

- (1) 子どもに身に付けさせるべき資質・能力を踏まえ、教育方法や技術を工夫する意義を説明できる。
- (2) 学習指導案の基本的な要素と作成の流れを理解し、実際に設計できる。
- (3) 学習者を支援する基本的な指導技術を身につけ、活用することができる。
- (4) ICTを活用する意義や理論を理解し、学習指導や校務の実践において応用できる。

「介護等体験」

ガイダンス、事前指導、直前指導により、障害や福祉に対する理解を深めてから体験に臨み、障害者や高齢者と接した体験を事後学習で振り返ることで、教育と福祉で共通する対人援助の実践における個人の尊厳を理解し人権感覚を身につける。特別支援学校で2日間及び社会福祉施設等での5日間、計7日間の実習を行う。

【3年次】

「総合的な学習の時間の指導法」

- (1) 総合的な学習の時間の意義や、各学校において目標及び内容を定める際の考え方を理解する。
- (2) 総合的な学習の時間の指導計画作成の考え方を理解し、その実現のために必要な基礎的な能力を身に付ける。
- (3) 総合的な学習の時間の指導と評価の考え方及び実践上の留意点を理解する。

「情報通信技術の活用」

- (1) 情報通信技術の活用の意義と理論を理解する。
- (2) 情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進の在り方について理解する。
- (3) 生徒に情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための基礎的な指導法を身に付ける。

「道德教育」

- (1) 道德の本質（道德とは何か）を説明できる。
- (2) 道德教育の歴史や現代社会における道德教育の課題（いじめ・情報モラル等）を理解している。
- (3) 子どもの心の成長と道德性の発達について理解している。
- (4) 学習指導要領に示された道德教育、道德科の目標および主な内容を理解している。
- (5) 学校における道德教育の指導計画や教育活動全体を通じた指導の必要性を理解している。
- (6) 道德科の特質を生かした多様な指導方法の特徴を理解している。
- (7) 道德科における教材の特徴を踏まえて、授業設計に活用することができる。
- (8) 授業のねらいや指導過程を明確にして、道德科の学習指導案を作成することができる。
- (9) 道德科の特性を踏まえた学習評価の在り方を理解している。
- (10) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身につけている。

「特別活動」

- (1) ディスカッションを通して学校教育の目的を自分なりの言葉で表現できるようになる。
- (2) 特別活動の目的、内容について理解できる。
- (3) 特別活動の活動計画書、指導案が作成できる。
- (4) 作成した指導案に基づき十分な授業能力があることを示せる（模擬授業）。

「生徒・進路指導論」

- (1) 生徒指導や進路指導・キャリア教育の意義や原理を理解することができる。
- (2) 生徒指導や進路指導・キャリア教育の考え方と指導の在り方を理解することができるようになる。
- (3) 生徒の抱える個別の生徒指導や進路指導・キャリア教育上の諸課題に向き合う指導の考え方とあり方を理解することができる。
- (4) 生徒指導や進路指導・キャリア教育の適切な指導原理や対応方法が修得できるようになる。
- (5) 生徒指導や進路指導・キャリア教育を組織的に取り組むために必要な技能や素養を身につけることができる。

「教育相談の基礎と方法」

教育相談の意義について理解した上で、教育相談を行う上で必要となる心理学的知識を身につける。さらに、教育相談の方法について理解し、それらの知識と方法を用いて実際の学校現場でおきている諸問題に対応することができることを目的とする。具体的目標は以下のとおりとする。

- (1) 教育相談の意義と課題について述べることができる。
- (2) パーソナリティ、心理学的アセスメントの概要について説明できる。
- (3) カウンセリングの技法を理解し、用いることができる。
- (4) 教育相談に関わる現状を把握し、その課題にどのように対応できるか自分なりに考えることができる。

「工業科指導法 1」

- (1) 幅広い視点から工業教育の目的と役割、および工業教育の関連法規などの基礎的知識を習得しながら工業教育とは何かを知る。その際、現下の高等学校学習指導要領に明記されているキャリア教育の視点からも工業教育を俯瞰する。
- (2) 工業高校の組織や運営等、工業教育全体を俯瞰しながら教育課程等について理解し、工業教員として求められる資質や能力を身に付ける。
- (3) 「課題研究」に取り組むことによって情報収集能力・思考力・判断力等を培いながら、問題解決能力やプレゼンテーション能力および報告書作成能力等を身に付ける。
- (4) 教科としての工業教育を理解し、授業はどのように展開し指導すべきか、模擬授業を通して指導法を考える。

「工業科指導法 2」

- (1) 工業教育現場の実情を知ることにより、幅広い視点で教科指導及び生徒指導のできる教員として資質と能力を身に付ける。
- (2) 工業科目実習に関する授業の準備や学習用テキストの作成方法、演習を通した体験型授業の実践的能力を身に付ける。
- (3) 工業教育は「ものづくり教育」であることを理解し、工学を背景とした「ものづくり(教材・教具の開発)」のできる技術力の必要性和重要性を理解する。
- (4) 情報化社会に対応した授業を展開するために、マイコン制御実習をサンプルとした体験型授業の実践力を身に着ける。

「理科指導法 1」

- (1) 理科教育の成り立ちや目的、目標、基本原理について理解している。
- (2) 現行の学習指導要領における目標及び内容、指導上の留意点など全体構造を理解している。
- (3) 個別の学習内容について指導上の留意点を理解している。
- (4) 理科の背景となる学問領域との関係を理解し、教材研究に活用することができる。
- (5) 発展的な学習内容について探究し、学習指導への位置付けを考察することができる。

「理科指導法 2」

- (1) 生徒の認識・思考、学力等の実態を視野に入れた授業設計の重要性について理解する。
- (2) 理科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用する。
- (3) 理科に関する実践例や実践研究の動向を知り、授業設計の向上に取り組む。
- (4) 理科の学習評価の考え方を理解し、具体的な評価方法についてしる。
- (5) 学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成する。
- (6) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を理解する。

「理科指導法 3・4」

- (1) 科学に関する基本的な概念や理科の見方・考え方について理解し、それを基に授業設計を行うことができる。
- (2) 指導内容の理解に基づいた教材研究や指導案作成、模擬授業の実践をすることができる。
- (3) 生徒の主体的・対話的で深い学びを引き出すために課題設定、実験・観察、考察、まとめ、発表、評価等の場面における指導技術を身に付けることができる。
- (4) 模擬授業に意欲的にかかわり、授業内容の工夫点や改善点を指摘することができる。

- (5) 理科指導における安全面への配慮事項を意識した授業設計をすることができる。

「数学科指導法 1」

- (1) 学習指導要領における数学科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解できる。
- (2) 個別の学習内容について指導上の留意点を理解できる。
- (3) 数学科の学習評価の考え方を理解できる。
- (4) 数学科の背景となる学問領域との関係を理解し、教材研究に活用できる。
- (5) 数学科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用を理解し、授業設計に活用できる。

「数学科指導法 2」

- (1) 数学科と背景となる学問領域との関係を理解し、教材研究に活用できる。
- (2) 発展的な学習内容について探究し、学習指導要領への位置付けを考察できる。
- (3) 生徒の認識・思考、学力等の実態を視野に入れた授業設計の重要性を理解できる。
- (4) 数学科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用を理解し、授業設計に活用できる。
- (5) 学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成できる。
- (6) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付ける。
- (7) 数学科における実践研究の動向を知り、授業設計の向上に取り組める。

「数学科指導法 3・4」

- (1) 数学科と背景となる学問領域との関係を理解し、教材研究に活用できる。
- (2) 生徒の認識・思考、学力等の実態を視野に入れた授業設計の重要性を理解できる。
- (3) 数学科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用できる。
- (4) 学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成できる。
- (5) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付ける。

「情報科指導法 1」

- (1) 情報科の目標や内容について理解し、情報科の授業設計や教材開発ができる。
- (2) 情報科の授業を構想し、具体的な学習指導を実践する基礎的な力を身につける。

「情報科指導法 2」

- (1) 情報科の教科経営に必要な知識を身につける。
- (2) 情報科の学習指導計画を立案し、内容に関連付けた授業を構想する力を身につける。

【4 年次】

「教育実習 1・2」

教育実習は、教科・学習指導等の実習を通して実践的な指導力を身につけるとともに、学級経営、生徒指導、進路指導、教育相談、部活動等の教育活動全体を通して生徒理解を深めたり、学校運営や教員の職務実態に触れたりすることを目的としている。学習指導案の作成と授業実践、教材研究の要点などを確認することも重要なテーマで、教員としての総合力の視点を持つことができる。

「教育実習指導（事前・事後）」

- (1) 教育実習に向けた目的意識を確かなものとすると共に、具体的な準備を進めることができる。
- (2) 教育実習における経験を省察し、自身の今後の課題を明確なものにできる。

「教職実践演習」

教育及び教職に対する使命感や責任感、社会性やコミュニケーション能力、生徒理解や学級経営、さらに、教科内容の専門的な指導力等が総合的に発揮できる。

9-3. 教育実習の指導

(1) 教育実習指導

教育実習指導について、教育実習内諾ガイダンス、教育実習指導（事前）、教育実習指導（直前）及び教育実習指導（事後）を行った。

① 教育実習内諾ガイダンス

令和8年度に教育実習を行う学生を対象に、教育実習の概要、教育実習校への打診方法及び教育実習の履修上の注意点等について、教育実習内諾ガイダンスを実施した。

○ 実施日：令和7年6月5日(木)

② 教育実習指導（事前）

令和7年度に教育実習を行う学生を対象に、以下のとおり教育実習指導（事前）を実施した。

教育実習指導（事前）

回数	項目	内容
1	オリエンテーション（事前）	・教育実習の意義、目的 ・今後の事務的な手続きについて ・具体的な諸準備及び心構えについて
2	教育実習の実際①（事前）	・今年度、教育実習を経験した学生による報告会の開催、質疑応答
3	教育実習の実際②（事前）	・今年度、教育実習を経験した学生による報告会の開催、質疑応答
4	教育実習の実際③（事前）	・今年度、教育実習を経験した学生による報告会の開催、質疑応答
5	学校教育の現状①（事前）	・山陽小野田市教育委員会の指導主事等による講話、質疑応答
6	学校教育の現状②（事前）	・山口県教育委員会の指導主事等による講話、質疑応答
7	学校教育の現状③（事前）	・本学卒業者で、現在若手教員として活躍している先輩からの講話
8	講義の総括	・事務による教育実習ガイダンス
9	授業外学習	毎時間の学習内容の予習をする。課題レポートを作成し提出する。

③ 教育実習指導（直前）

令和7年度に教育実習を行う学生を対象に、教育実習心得や諸注意、事務手続き等について、UNIPAに授業用資料などを掲載し、以下のとおり実習担当教員から教育実習指導（直前）を実施した。

【令和7年度教育実習指導（直前）】

対 象：教育実習実施学生全員

実 施 日：令和7年4月21日（月）

④ 教育実習指導（事後）

令和7年度に教育実習を行った学生を対象に、教育実習を振り返り、教育実習報告会を実施した。

【令和7年度教育実習報告会】

対 象：令和7年度に教育実習を終えた学生

実 施 日：令和7年10月4日（土）9時～10時30分、10時40分～12時10分

令和7年11月29日（土）9時～10時30分

出席者数：29人

10. 介護等体験

(1) 介護等体験の指導及びスケジュール

① 介護等体験ガイダンス（介護等体験申込及び書類提出）

- ・開催日程：＜特別支援学校＞ 令和7年4月11日（金）
＜社会福祉施設＞ 令和7年5月23日（金）
- ・開催方法：対面
- ・出席者数：＜特別支援学校＞ 39名
＜社会福祉施設＞ 34名
- ・内 容：介護等体験申請ガイダンスを特別支援学校、社会福祉施設の2回に分けて対面にて実施した。
- ・特記事項：本学では、介護等体験に向けての事前学習と振り返りを目的として、「介護等体験日誌」を作成している。学生の意識・理解の向上を図るため、体験期間中の記録は勿論のこと、事前・事後指導で学んだこと等を「日誌」に整理するよう指導してきた。なお、「日誌」は実施前年度の状況や実施年度の動向を踏まえ毎年改訂を行っている。今後も引続き、各自の介護等体験を有意義なものにするため「日誌」を改訂・活用していく予定である。

② 介護等の体験事前学習

- ・開催日程：＜特別支援学校＞令和7年5月12日（月）
令和7年10月2日（木）～10月30日（金）
その他順次個別に開催。
＜社会福祉施設＞令和7年7月11日（金）に事前ガイダンス
令和7年8月6日（水）・8月7日（木）に
直前ガイダンス
- ・出席者数：＜特別支援学校＞ 37名
＜社会福祉施設＞ 33名
- ・内 容：特別支援学校にて介護等体験を行う目的（「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深める」こと（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号））や事務手続き等について説明を行った。令和7年度では介護等体験の実施日に合わせて前期・後期の2回に分けて実施した。
社会福祉施設にて介護等体験を行う目的（「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深める」こと（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号））や事務手続き等について説明を行った。

(2) 介護等体験実施

- ・ 特別支援学校 2 日間（35 名）・社会福祉施設 5 日間（32 名）

＜特別支援学校＞

5 月	9 名
7 月	2 名
10 月～11 月前半	19 名
11 月後半	5 名

＜社会福祉施設＞

8 月	22 名
9 月	7 名
10 月	2 名
11 月	1 名

内容：特別支援学校では、授業・文化祭・マラソン大会等の学校行事への参加を通して学習指導・支援の方法の学びになる。体験の中で学習活動の補助などを通じ、児童・生徒と交流するだけでなく、教師の実践を観察することで、個別ニーズに応じた指導方法を知ることができる。これらを通して、障害のある児童・生徒の自立と社会参加の意味と人権について、学ぶ機会となる。

社会福祉施設では、実際に介護の実習ではなく、介護の補助的な活動を体験する。体験先施設によって違いはあるが、利用者の話し相手、作業の補助、食事の配膳やお茶配り、外出や散歩の付き添い等を体験することで利用者との意思疎通を図る機会を得ることができる。これらの体験を通して、高齢者や障害のある方への理解を深めるとともに、多様な人々と共生する社会の在り方や人権尊重の重要性について学ぶ機会となる。

(3) 各種ガイダンス・指導等の成果と今後の課題

介護等体験申請ガイダンス、事前指導、事後指導、個別の指導等を通して、学生の意識を高め、実りある介護等体験がなされるよう学習内容や支援の仕方について工夫しつつ指導を行った。学生からの振り返りでは、体験前と体験後の学生自身の変化についての報告等もあり、個人の尊厳や社会連帯に関する認識を深めている様子が見られた。

体験先での「挨拶とマナー」については、事前指導を通して継続して投げかけと指導を行った。事前の準備や心構え等が向上したことによりトラブルも減少し、体験先からお褒めの言葉を頂くことも増えた。今後も適切な働きかけと指導を行っていくことが重要と考えられる。

11. 教職履修カルテ

教職履修カルテは、教職課程履修1年目から教員免許取得まで、学生個人の学習状況をきめ細かく把握するために学生自身が作成するものである。教職履修カルテに関する年間スケジュールは下表のとおりである。

教職履修カルテ

学年	時期	学 生	教職教員
1年	5月	教職履修カルテ使用開始 教職基本情報記入	
	2月～3月	教職基本情報、教職履修状況、振り返り記入	
2年	4月	教職基本情報記入	
	5月～7月	教職履修カルテ確認期間	点検
	6月	介護等体験に関する情報記入	
	8月	教職基本情報、教職履修状況記入	
	2月～3月	教職基本情報、自己評価、振り返り記入	
3年	4月	教職基本情報記入	
	5月～7月	教職履修カルテ確認期間	点検及びコメント
	7月上旬	教育実習に関する情報記入	
	8月下旬	教職基本情報、教職履修状況記入	
	2月～3月	教職基本情報、自己評価、振り返り記入	
4年	4月	教職基本情報、教職履修状況記入	
	6月～7月	振り返り記入 「教育実習を終えて」	
	9月～10月	教職履修カルテ確認期間	点検及びコメント
	9月～1月	教職実践演習履修	
	2月～3月	自己評価・振り返り記入	

12. 教員免許状取得・教職希望者支援

(1) 教職希望者への支援体制

教員養成のための支援体制については、以下のとおり教職課程を登録した1学年から教員採用試験を受験する4学年まで各段階に応じた講座等を実施した。

教職課程センターにおける教職関係にかかる支援の取り組みについて

講座名	対象	目的・内容	開催時期
教職ガイダンス	1年～4年	教職課程の概要を理解し、各学年の教職課程スケジュール等について理解する。 ・教職課程の紹介	4月
教職課程登録ガイダンス	教職課程の履修を希望する学生	教職課程の理念、登録方法、履修の注意点を理解する。 ・履修スケジュール ・履修上の注意 ・履修カルテ	4月
学校体験制度	1年～2年	教育現場を参観することにより、教員の仕事や生徒の姿を通して具体的なイメージを持ち、教職に対する自覚を促す。	9月

(2) 教員採用試験対策講座

教員志望学生を対象に、教員採用試験対策講座を以下のとおり実施した。

① 教員採用試験対策講座【直前対策コース】

目的：教職教養、専門教養、論作文などの講座を通して、選考試験で合格するための実践力を養成する。

② 一次試験集団面接対策講座

目的：教員採用一次試験で集団面接がある自治体を受験する学生を対象に、選考試験で合格するための実践力を養成する。

③ 二次試験対策講座

目的：公立学校教員採用試験受験申込者及び私立学校教員採用試験受験希望者に対して、個人面接、集団討論、模擬授業、場面指導などを通して、選考試験で合格するための実践力を養成する。

④ 教員採用試験対策講座【春期集中コース】

目的：論作文、面接、模擬授業などの講座を通して、選考試験で合格するための実践力を養成する。

(3) 教員採用試験模試の実施

東京アカデミーが実施する教員採用試験の全国模擬試験および自治体模擬試験を学内で複数回実施し、学生が受験しやすい環境を整えている。

13. 教員採用試験大学推薦

(1) 大学推薦制度

公立学校の教員採用試験は、おおむね7月から9月にかけて一次試験と二次試験が実施される。一次試験は主に教職教養・専門教養（教科教育）・小論文等の筆記試験である。この一次試験に合格すると、個別面接・集団討議・模擬授業等の実技系の二次試験を受験することとなる。本学では、教員採用試験に先がけて、4月から5月にかけて大学推薦選考を実施している。この大学推薦選考は、複数の都道府県・指定都市教育委員会が各大学に対して、当該地域で教員を志望する優秀な学生の推薦を求める制度である。

(2) 大学推薦選考の傾向と結果

大学推薦制度を利用して教員採用試験を受験する学生は、教員採用試験の最初の関門である一次試験が免除されるため、学生の負担を軽減すると同時に、合格可能性が高まる。

14. スクールボランティア

山陽小野田市教育委員会と連携し、希望する学生が、山陽小野田市内の小学校・中学校を訪問し、理科の授業の準備や片付け、実験の補助、個別指導の支援を実施する「スクールボランティア」を実施した。

○期間：令和7年6月17日～令和8年2月20日

○場所：竜王中学校、小野田中学校、埴生中学校

15. 教員養成に係る教育の質の向上に係る取組

本学では、教員として必要な資質・能力の育成を期し、以下のような取組を通して、教員養成に係る教育の質の向上に努めている。

- (1) 学内において教職課程委員会を組織し、各学科に所属する学生について情報共有や、適切な指導・支援の在り方についての協議を定期的に行い、改善に取り組んでいる。
- (2) 教職課程における学びの成果と課題を学生自身が把握し、4年間の学びに見通しを持って取り組めるよう、履修カルテの作成に取り組んでいる。
- (3) 地学領域の指導に関する知識・技能の習得を期し、学外におけるフィールドワークを実施している。(秋吉台国定公園における地学巡検学習を実施)
- (4) 教育実習の事前指導においては、山口県教育委員会及び山陽小野田市教育委員会に所属する職員、本学を卒業した現職教員の方々といった外部講師による授業を行い、学校現場の現状について学生の理解を図っている。
- (5) 本学教員による教育実習巡回を実施し、学生の授業を直接参観することにより、教育実習前後の指導・支援に役立てている。
- (6) 教育実習の事後においては学生の省察を促すと同時に、それを後輩たちにプレゼンテーションさせることで、実習を経験した者/これから実習に向かう者間の双方向の学びを深めている。
- (7) 学内に教職課程支援室を設置し、教職関連図書や理科・数学・情報・工業の指導に必要な実験・観察器具を備えることで、教職課程に学ぶ学生の自習や教員からの個別の指導に役立てている。
- (8) 教職課程に学ぶ学生に対しては個別のカウンセリングを行い、キャリア選択の支援に努めている。
- (9) 教員採用試験に関する学習会を組織し、事前提出書類の作成、筆記試験、小論文試験、模擬授業、集団討論、各種面接などの持つ意味について理解させ、それらに向けた対策を講じている。
- (10) 教職課程履修科目の最後に位置づく教職実践演習の授業では、教科指導及び学級経営に関する現実的な指導・支援の場を想定したケース・スタディに取り組み、実践的指導力の育成に努めている。

○山陽小野田市立山口東京理科大学教職課程センター規程

令和5年4月1日

規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、山陽小野田市立山口東京理科大学学則（平成28年学則第1号）第62条第2項の規定に基づき、山陽小野田市立山口東京理科大学教職課程センター（以下「センター」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「本学」という。）における教職課程の企画及び運営並びに教職課程を履修する学生に対する適切な指導を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教職課程の制度に関すること。
- (2) 教職課程の企画及び運営に関すること。
- (3) 教育実習の企画及び運営に関すること。
- (4) 教育実習の指導計画及び単位認定方法に関すること。
- (5) 教職課程の自己点検・評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教職課程についての必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務規程（平成28年規程第1号）第5条第1項第1号に規定する教育職員のうち、「教育の基礎的理解に関する科目」を担当する者
- (3) その他学長が必要と認める者

(センター長)

第5条 センター長は、教職に関する科目を担当する教授のうちから学長が選出し、理事長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第6条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、山陽小野田市立山口東京理科大学教職課程センター運営会議（以下、「会議」という。）を置く。

2 会議の委員は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 第4条第1項の各号に掲げる職員
- (2) 免許教科を有する学科のうちから「教科及び教科の指導法に関する科目」を担当する基幹教員 各学科1人
- (3) 共通教育センター長
- (4) 教務課長

(委員の選任)

第7条 前条第2項第2号の委員は、学長の申出に基づいて、理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第8条 第6条第2項第2号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集及び議長)

第9条 会議は、センター長が招集し、その議長となる。ただし、センター長に事故があるときは、センター長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第11条 会議が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第12条 会議の事務は、教務課が行う。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 山陽小野田市立山口東京理科大学教職課程委員会規程（令和4年規程第46号）は廃止する。

附 則（令和7年4月1日規程第5号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

○ 教職課程センター運営会議構成員（令和7年度）[飯島 舞1]

センター長	田中 俊光	共通教育センター	教 授
委 員	堤 千佳子	共通教育センター	教 授
委 員	福田 みのり	共通教育センター	准教授
委 員	殷 爽	共通教育センター	講 師
委 員	池田 毅	工学部機械工学科	准教授
委 員	大嶋 伸明	工学部電気工学科	講 師
委 員	佐伯 政俊	工学部応用化学科	講 師
委 員	神澤 健雄	工学部数理情報科学科	講 師
委 員	浅野 比	工学部医薬工学科	准教授
委 員	貞重 明男	教育推進部教務課	課 長（令和7年12月31日まで）
委 員	大森 一世	教育推進部教務課	課 長（令和8年1月1日より）
事 務 局	飯島 舞	教育推進部教務課	主任主事
事 務 局	古田 堯寛	教育推進部教務課	主 事